

参議院の決算審査重視

決算委員会 専門員

よしおか たく
吉岡 拓

平成 26 年度決算は、第 190 回国会の会期終盤に警告決議とともに本会議で議決された。国会提出後の直近の常会中に決算が議決されたのは 3 年連続となる。その間、決算委員会における審査は 47 時間に及び、終始熱心な議論が交わされた。

参議院における決算審査の重視は、6 年間の安定した任期を持つ参議院にふさわしいものとして、与野党を通じて今日までたゆみなく取り組んできた課題である。参議院改革は、「参議院無用論」の高まりなどを受けて昭和 46 年以降院を挙げて取り組まれ、「熟慮・再考の府」としての参議院の独自性や特色の発揮を目指して、これまで押しボタン式投票の導入、調査会制度の創設、ODA 議員派遣等多くの実績を上げてきた。決算審査についても、参議院改革協議会等で問題が提起され、様々な制度や運用の改革が行われている。

その第一は、決算の早期提出と早期審査である。決算審査の結果を翌年度以降の予算編成に生かすためには、できるだけ早期に国会に提出させ、審査を急ぐことが肝要である。かつては翌年度召集の常会冒頭の 1 月に提出されるのが常例（財政法）であったが、参議院の要請により、平成 15 年度決算以降は、前年の 11 月 20 日前後の臨時会に提出されることとなった。またこれを受けて、当該臨時会中、遅くとも翌年の常会冒頭の審議入りを図り、常会中の議決を確実にするよう、各会派の努力が続けられている。

第二は、決算審査の充実である。本会議については、平成 13 年度決算の概要報告・質疑から、総理以下全大臣が出席してテレビ中継するほか、5 人以上の会派にも質疑を認めることとした。また委員会においても、同じく 13 年度決算以降、冒頭の全般質疑について全大臣出席のもと 1 日コースで行われるようになった。なお、政府が行った不当・不適正な事象等については、警告決議が行われるが、15 年度決算の審査以降、政府等に対して制度面や実施面での改善措置等を求める「措置要求決議」を委員会で行う例となっている。

第三は、会計検査院の機能強化である。まず平成 9 年の国会法等の改正により、国会から検査院に特定事項の検査を求める「検査要請」の制度が創設され、これまで決算委員会から 36 項目について要請を行い、49 件の報告を得ている。また 17 年の検査院法の改正により、検査院の判断による「随時報告」が制度化され、最近では毎年 8 件程度が国会に報告されている。なお、検査官の任命同意については衆議院の優越が検査院法に規定されていたが、11 年に削除され、国会同意人事における衆議院優越規定は姿を消した。

近年、公費の使われ方への関心、批判の高まりや、厳しい財政事情を背景にして、予算の厳正かつ効率的な執行がより求められる一方で、検査院の指摘する不当事項等の件数は高止まりのままである。決算審査重視の認識を共有し、これまで様々な改革を重ねてきた参議院の果たすべき役割と期待は、一層大きくなっていると考える。